

平成25年労第500号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aにおいて美容師として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、シャンプー、リンスの入った段ボール箱を開封しようと粘着テープを引っ張った際に左示指にテープが絡み、左示指末節骨を骨折した。

請求人は、負傷当日、B外科に受診し「左示指末節骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断されギプス固定を受けた後、Cセンターを紹介され、同月〇日同センターに受診し「左示指末節骨内軟骨腫」（以下「本件疾病」という。）と診断され療養を行った。

請求人は、請求人の本件傷病及び本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病及び本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病及び本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病及び本件疾病は業務上の事由に該当すると主張するので、以下において検討する。

(2) 請求人の負傷状況について

請求人は、要旨、平成〇年〇月〇日午前11時15分頃、ペットショップ店内の準備室で、床に置かれた段ボールを中腰で、段ボールに向かって左側面の粘着テープの端からはがしにかかり、粘着テープの端をつまめるように左手人差し指1本で、力を入れて2～3回はがしているとき負傷したと述べており、当該動作は粘着テープを剥がす際の通常的行為であり、また、作業時に突発的な事故が発生した事実は生じていない。

(3) 本件疾病の業務起因性について

D医師は意見書において、「内軟骨腫は指の骨内の骨細胞が軟骨組織に置き換わる良性腫瘍。」であると述べており、E医師は意見書において、「発生機序は不明である。」と述べている。また、F医師は意見書において、「一般に指節骨の内軟骨腫の発症と外傷との明確な因果関係は無く、腫瘍自体は患者自身に帰属する疾患である。」と述べていることから、請求人の業務と本件疾病との間には医学的相当因果関係は認められず、当審査会としても業務起因性はないものと判断する。

(4) 本件疾病と本件傷病との関係について

D医師は意見書において、「腫瘍により指の皮質骨が菲薄化しもろくなって

おり、軽い外力で骨折することがあり、爪を立てるレベルの外力で骨折したと考える。」と述べており、E医師は意見書において、「病的骨折を起こして始めて気がつく例がほとんどであり、腫瘍により骨が弱くなって、骨折しやすかった。」と述べている。また、F医師は意見書において、「左示指末節骨骨折部の状態は、X線所見上、通常 of 健全な骨に見られる外傷性骨折の所見とは異なり、典型的な骨折線は不明瞭である。末節骨骨皮質は菲薄化・膨隆しており、骨の形態は明らかに正常と異なる。骨皮質の膨隆した部分の骨髄内は、正常な骨梁構造が消失した地図状骨透亮像を呈し、腫瘍内部に綿花状石灰化像が確認できる。当該末節骨は骨皮質の菲薄化が顕著で、正常骨梁構造が消失していることから、明らかに骨強度は低下していると言える。即ち、当該末節骨は容易に骨折する状態にあったと考えられる。本例の骨折は、確かに就労中に発生したものであるが、骨折を生じた作業自体に特段の災害要因はなく、さらにX線所見における当該骨の脆弱性の存在を合わせて考えれば、当該骨折は患者自身の疾病に起因する病的骨折であると判断して良い。」と述べていることから、請求人の本件傷病については、業務遂行中に発生した傷病であるものの、発症時の作業動作による左示指へ負荷された力は、通常骨折を来すほどのものとは認められず、本件疾病により指の皮質骨が菲薄化していたことによる病的骨折によるものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。